

変更理由書

- 1 白岡市農業振興地域整備計画の変更理由
- 分家住宅（自己用住宅）等の敷地に供するため、農業振興地域農用地へ編入及び除外を
するので整備計画を変更する。
- 2 農用地利用計画の変更理由
- (1) 農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地				除外後の用途	除外理由
	土地の所在地	地目	面積	除外前の用途区分		
1	白岡市 爪田ヶ谷字洲崎 958番1	畑	609	農地	駐車場	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
2	白岡市 実ヶ谷字西ノ谷 1080番17 1080番18	畑	158	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
		畑	163			
3	白岡市 下大崎字賀美田 1600番1 1601番1 1601番2	畑	258	農地	自動車修理工場	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
		畑	777			
		畑	193			
4	白岡市 高岩字本村 1786番3 1786番11	畑	299	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
		畑	1.2			
5	白岡市 高岩字六間 1380番1の一部 1380番2の一部 1381番1の一部	畑	182	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
		畑	117			
		畑	5			
6	白岡市 高岩字本村 1786番7	畑	166	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
7	白岡市 上野田字西上原 1247番1の一部 1248番の一部 1249番	畑	898	農地	通所介護施設	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
		畑	564			
		畑	538			
8	白岡市 実ヶ谷字川端 854番1	畑	422	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
9	白岡市 野牛字内舞台 646番1の一部	畑	317.99	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
10	白岡市 高岩字本村 1754番7	畑	436.68	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
11	白岡市 実ヶ谷字西ノ谷 1021番1 1075番1	畑	166	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
		畑	301			
12	白岡市 上野田字前西ヶ崎 780番1	畑	313	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
13	白岡市 篠津字押出シ 104番7	畑	29	農地	店舗（ガソリンスタンド）敷地 拡張	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
	104番9	畑	46			
	105番1	畑	647			
	106番1の一部	畑	1,205			
	107番1	畑	329			
	107番4	畑	28			
	108番1の一部	畑	580			
14	白岡市 野牛字内舞台 646番1の一部	畑	317.99	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）
15	白岡市 高岩字六間 1313番1	畑	390	農地	自己用住宅	経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた為（農振法第13条第1項）

